

## 第20回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和元年12月26日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時15分
2. 場 所 名取市役所6階 大会議室 (東側)
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第4号 非農地証明願の交付について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地賃貸借解約書(合意書)について  
(3) 農地使用貸借解約書について  
(4) 災害証明願について  
(5) 非農地証明願について
5. 出席委員(28人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一 3番 入間川 康弘 4番 佐竹 智弘  
5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里 7番 武田 とも子  
8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男  
11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子  
14番 引地 長一  
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、菅野 弘一、齋 重昭、伊東 繁男、  
鈴木 茂之、橋浦 福男、武田 公男、遠藤 勝典、  
松浦 正博、川村 勇、松浦 道彦、中澤 正一、渋谷 由勝
6. 欠席委員(2人) 2番 大内 繁徳 大内 伸一
7. 事務局出席職員  
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣、主査 畠山 恵利子
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第20回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、農業委員2番 大内 繁徳委員、農地利用最適化推進委員大内 伸一委員が欠席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行了た。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

13番 松浦 朋子 委員、 1番 布田 順一 委員

### ◎会議の概要

#### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○2班代表委員（武田とも子委員）

第2班代表委員の武田とも子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。令和元年12月26日提出。

番号1、愛島笠島字中南沢49番、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、1,164㎡のうち248㎡、転用目的は、工事中道路。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃料総額9万円、期間は4ヶ月、川内沢川ダム建設事業に伴う工事中道路用地としての一時転用です。つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料1ページから2ページをご覧ください。

次に、位置については、愛島小学校から北側で、旧クリーンセンターから500mのところ申請地になります。公図の水路の南側が進入路となり、鉄板を敷き工事中車両の方向転換をするということでした。雨水は自然浸透とし土砂の流失は発生しない。使用後はきちんと農地を復旧するとのことでした。

続きまして、番号2、愛島笠島字中南沢53番、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、882㎡のうち527㎡、転用目的は、資材等置場。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、賃料総額19万2千円、期間は4ヶ月、川内沢川ダム建設事業に伴う資材等置場としての一時転用です。つぎに、位置図・公図については、議案書の4ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料3ページから4ページをご覧ください。

申請地は、番号1の東側になります。掘削した土の仮置き場として、北側水路の南側が進入路となります。また、借りる面積の標はきちんと行うかについては、地主から了解を得ているということで手前の方から527㎡を借りるということでした。敷地内雨水は、自然浸透とする。掘削土等の仮置き場用地とし土砂が流失しないよう法面を土羽打ち成形する。西側農地に迷惑がかからないよう話しをいたしました。番号1同様一時転用ですので、使用後がきちんと現状復旧するよう話しました。

続きまして、番号3、下増田字屋敷74番、75番、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、74番が267㎡、75番が1,011㎡、計1,278㎡。転用目的は、資材置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、売買20万円。つぎに、位置図・公図については、議案書の5ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料5ページから6ページをご覧ください。

申請地は仙台空港の東側で、北釜の下増田神社の西側になります。進入路は北側の道路から入り、境界杭は入っていました。今回売買金額が20万円とい

うことで、安いのではないかと話をしたところ、家を建てたりした中であり、申請地はいまだに震災時のいろんなものが残っており、後片付けをするということで20万円の金額となりました。申請地の北東部にお墓のようなものがあり譲渡人に聞いても分からなく、現在教育委員会に相談しているとのことでした。今後、購入してもお墓の供養もしていくということでした。雨水は自然浸透とし、隣地への流失防止のため敷地東側に畔をつくり、土側溝を設けるということでした。周りにはロープを張り、境界より2mぐらい離して資材を置くので、周りの農地には迷惑をかけないということでした。

続きまして、番号4、高館熊野堂字大沢中177番、地目は登記、現況共に田です。登記面積1,253㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買70万円、太陽光パネル324枚、541.08㎡で発電出力49.5KWとなっております。位置図・公図については、議案書の6ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料7ページから8ページをご覧ください。申請地は相互台の南側になります。申請地の東側は土側溝で西側はU字溝でした。また、売買金額が前回と比べて安くなっているのはどうしてかと尋ねたところ、今回の申請地は川沿いで車ではいけないということでこの金額になったとのことでした。雨水については、自然浸透とする。パネルは、強風等で飛ばされないよう支柱で固定する。外周にフェンスを設置するとのことでした。

続きまして、番号5、小塚原字東中塚381番1、381番2、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は381番1が412㎡、381番2が173㎡、計585㎡、転用目的は駐車場及び進入路、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定期間10年、賃料月12万円、大型車両3台分です。位置図・公図については、議案書の7ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料9ページから10ページをご覧ください。申請地については、県道塩釜亘理線小塚原ファミリーマートの北側になります。賃料の月12万円は、現在駐車している10台分を合わせた金額になります。申請地の畑には現在ブルーベリーが作付けしてありました。また、計画地内で盛土を行い、高低差を少なくし、法面の勾配を緩く施行し、土砂の流失が無いようにする。雨水は、自然浸透にする。進入路については、県道塩釜亘理線から入るため、県の土木事務所と協議済です。

続きまして、番号6、下増田字北原東200番、地目は登記、現況共に畑です。登記面積988㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、使用貸借権設定で期間20年、太陽光パネル256枚、430.72㎡、発電出力49.5kWとなります。

位置図・公図については、議案書の8ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料11ページから12ページをご覧ください。位置については、仙台空港北側で日建リース工業西側となります。親子関係の使用貸借の設定です。申請地は以前みょうがたけを作付けしていましたでしたが、最近では何も作付けをしないで、草取りだけをしていました。雨水については、自然浸透とする。パネルは強風等で飛ばされないよう支柱で固定する。外周にフェンスを設置する。南側の道路との境界を農林水産課に確認するようお願いしました。また、周辺の農地に迷惑がかからないよう除草をするよう指導いたしました。

議案第1号1番から6番までにつきましては、12月24日の担任委員会で現地調査を行い、1番、2番については、貸付人から委任を受けた借受人である会社従業員から、3番については、譲受人である会社社長本人から、4番については、譲受人から委任を受けた行政書士から、5番については、貸付人から委任を受けた代理人の妻及び借受人の会社社長本人から、6番については、貸付人から委任を受けた借受人本人から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、武田とも子代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の遠藤勝典推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典委員）

議案第1号1番から6番につきましては、12月24日に担任委員会の現地調査に同行したところ、1番、2番は、宮城県仙台地方ダム事務所発注の川内沢川ダム建設事業に伴う、工事用道路及び掘削土等の資材置場として農地を一時転用するものであり、鉄板を敷設し土地を使用するため、近隣農地に影響は及ぼさないと判断しました。

3番につきましては、建築会社の資材置場として使用するものであり、敷地内雨水は自然浸透及び東側の素掘側に集水する計画であり、西側の墓地及び隣接する農地等への影響はないものと判断いたしました。

4番につきましては、先月の総会に提案された太陽光発電設備の転用案件から西へ100m程度離れた場所で、近隣には既に数か所太陽光発電設備が設置してありました。売買価格は先月申請の半分以下であります。市道から少し奥に入っていくことと、日陰になる時間がありこの価格になったと伺いました。除草管理も定期的に行うとのことであり、近隣農地等への影響はないものと判断いたしました。

5番につきましては、貸付人が東日本大震災以前に住居を構えていた場所で、津波被害により住居を移転し、跡地の宅地部分を既に運送会社に貸付してあります。今般宅地に隣接する農地の転用申請がありましたが、大型トラックの駐車場用地として一体的に使用することにより、近隣農地等への影響は生じないものと判断しました。

6番につきましては、親子間での使用権設定による太陽光発電設備の設置であります。既に近隣農地にも太陽光発電設備が設置してあり近隣農地等への影響は生じないものと判断しました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問ございませんか。

○ 菅野弘一推進委員

第1号議案の5番について、運送車両のトラックの油が流れたりする場合の使用状況をお聞きしたい。

○ 議長（大友正一会長）

トラックの油が漏れたとき、どのようにするのか、代表委員その辺担任委員会の中で話が出ましたか。

○ 2班代表委員（武田とも子委員）

油漏れに関しては特に担任委員会ではありませんでした。

○ 菅野弘一推進委員

今まで、トラックを置いていて油漏れは無かったのですか。

○ 議長（大友正一会長）

修理工場もないので、今まで無かったということです。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

## 《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田とも子委員）

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年12月26日提出。

番号1、高館熊野堂字岩口南27番8、27番10、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、27番8が100㎡、27番10が371㎡計471㎡、転用目的は、駐車場用地。申請人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。転用目的に係る事業又は、施設の概要は、従業員用駐車場用地10台分。

位置図・公図については、議案書の10ページ、土地利用計画・審議内容については、担任委員会資料13ページから14ページをご覧ください。申請地については、高館熊野堂病院の南側となります。事業用地の拡大ということで、既存の駐車場の面積の2分の1の面積の申請となっております。進入路は既存の駐車場から入るということでした。盛土は既存の駐車場より高くするのか尋ねたところ同じ高さにしたいとのことでした。敷地は碎石敷きとし、雨水については、自然浸透にする。隣接地に被害が生じないよう対処し、万一被害が生じた場合は早急に対処し全責任を負うということでした。また、除草は個人的にお願いしている人がいるので、周りの農地の迷惑をかけないようにすることでした。駐車場の法面について、土留めにしたほうが安全ではないかと話をしたところ、予算の関係があるので検討してみるとのことでした。

議案第2号1番につきましては、12月24日に担任委員会で現地調査を行い、申請人の代理人である妻から実情を聴取した結果、お配りした「農地転

用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地の区分と転用については問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の遠藤勝典推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典委員）

議案第2号1番につきましては、12月24日に担任委員会の現地調査に同行したところ、現地は第1種農地であります。既存集落に隣接する農地として、近隣農地も過去に転用実績があることから、今回の農地転用は致し方ないものと判断いたしました。

ただし、出席した委員総意のもと土砂等の流出防止のため、東側盛土部分へ土留擁壁等工事の要請はいたしましたが、申請人からの快諾はいただけませんでした。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

地元の農業委員、推進委員は何かございませんか。

○ 8番（吉田芳信委員）

周りは全て別家です。ここも山から水が流れてくるのですが、今までも問題はありませんでした。今回に関しては何も問題はないです。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。



それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田とも子委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年12月26日提出。

番号1、田高字清水478番、481番、地目は登記、現況共に田です。登記面積は、478番が1,151㎡、481番が942㎡計2,093㎡、権利種別は、贈与。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。譲受人経営面積は340a、世帯員、労力人は共に4人です。後継者への贈与です。

議案第3号1番につきましては、12月24日の担任委員会で、申請書類を審査したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の遠藤勝典推進委員からご意見ををお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典委員）

議案第3号1番につきましては、12月24日に担任委員会で、申請書類を確認したところ、地域の担い手として活躍している後継者への贈与であり、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第4号 非農地証明願について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田とも子委員）

議案第4号非農地証明願について、下記申請人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和元年12月26日提出。

番号1、高館熊野堂字今成北10番1、地目は登記畑、現況宅地です。登記面積は、167㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、数十年前に合併処理浄化槽を埋設し、宅地として使用していた。今回畑と宅地の分筆登記を行い、宅地部分について当該証明書の交付願があったものです。

これについては、県の指導により非農地証明で対応するよう指導がありました。議案第4号1番につきましては、12月24日の担任委員会で、願出人本人立会いのもと現地調査並びに実情を聴取したところ、「現況地目」どおり宅地と判断できることから、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の遠藤勝典推進委員からご意見ををお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典委員）

議案第4号1番につきましては、12月24日の担任委員会に 同行し、願出人本人立会いのもと現地を確認し、実情をお伺いしたところ、現況が昭和60年当時から宅地であることを確認いたしましたので、申請地を非農地証明することは問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の13ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和元年12月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和元年12月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規10件21,563㎡、更新18件71,760㎡、合計28件93,323㎡。

2 利用権を設定する土地

田72筆92,962㎡、畑3筆361㎡、合計75筆93,323㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定22件、所有権移転6件。

② 賃借権の存続期間。3年6件、5年11件、6年3件、10年2件。

③ 借賃（10a当り）。30kg13件、50kg3件、60kg6件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件、354,200円1件、560,000円1件、673,400円1件、1,319,500円1件、1,800,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和元年12月27日予定。

5 詳細につきましては、議案書14ページから17ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号については原案のとおり承認といたし

ます。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地賃貸借解約書（合意書）について》

《報告事項（３）農地使用貸借解約書について》

《報告事項（４）り災証明願について》

《報告事項（５）非農地証明願について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、報告事項（２）農地賃貸借解約書（合意書）について、報告事項（３）農地使用貸借解約書について、報告事項（４）り災証明願について、（５）非農地証明願について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（畠山主査）

〔別紙議案書により報告事項（１）から報告事項（５）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありますので、報告事項（１）から報告事項（５）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

〔１月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第２０回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

**【閉 会】**

午後３時１５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

**【修 礼】**

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年1月30日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 13番 \_\_\_\_\_

署名委員 1番 \_\_\_\_\_